

【特別名勝松島現状変更申請に関する提出書類】

七ヶ浜町内では特別保護地区、第1種保護地区、第2種保護地区、海面保護地区が該当します。申請の際は、下記の書類をまとめた申請書を提出してください。申請書の提出部数は宮城県教育委員会への申請の場合は2部、文化庁への申請の場合は3部の提出となり、申請先により異なりますのでご注意ください。

【提出書類】

- ① 文化庁長官宛 申請書表紙（宮城県申請2枚、文化庁申請3枚） ※押印は省略可
- ② 七ヶ浜町教育委員会教育長宛 添書（1枚） ※押印は省略可
- ③ 特別名勝松島現状変更許可申請書
- ④ 現状変更に係る設計仕様書、設計図（配置図、立面図、平面図、断面図等）

★建築物の場合は、以下の点を必ず明記すること

外壁の色と材質、屋根の色と材質、構造（木造平屋建など）、高さ、建築面積

★既存建物を撤去した後に、新たに建築物を設置する場合は、撤去する建物の建築面積を明記すること

★建造物の新築、改築に伴って、擁壁やフェンス、倉庫などの施設を同時に設置する場合は、その施設の設計仕様書や設計図等も必要となります。

- ⑤ 現状変更に係る地域の位置図
申請地とその周辺が分かる程度の縮尺の地図を添付すること。
- ⑥ 保護地区区分図
町のホームページからダウンロードし、図中に申請地を明示すること。

※令和5年5月25日より保護地区区分が改訂されたため、最新のものを利用してください。

- ⑦ 七ヶ浜町遺跡地図
宮城県教育庁文化財課ホームページより最新版の遺跡地図を印刷してご利用ください。

<http://www.pref.miyagi.jp/site/maizou/bunkazaimap.html>

※操作方法は上記のアドレス内にある「操作マニュアル(PDF版)」をご覧ください。

- ⑧ 申請地周辺の現況写真（近景、中・遠景）
写真にどのように変更するか赤ペンで申請物件の外枠等を記入すること
- ⑨ 土地所有者の承諾書等（申請時点で申請者と土地所有者が異なる場合に必ず添付）

※七ヶ浜町ホームページから上記の①、②、③、⑥、⑨のデータをダウンロードできます

トップページの[歴史・文化]→左から4番目[文化財の手続き]→[特別名勝松島現状変更申請の手続きについて]

【問い合わせ及び申請書・完了報告書の提出先】

七ヶ浜町歴史資料館 受付時間：9:00～16:00 月曜休館（祝休日の場合は翌日休館）
〒985-0824 宮城県宮城郡七ヶ浜町境山2丁目1-12 TEL：022-365-5567

※申請の際は別添の確認リストを活用し、書類の不足等がないようにご注意ください。
※申請内容によって十分な事前協議が必要な場合がありますので、お早めにご相談ください。

【現状変更完了報告書の提出】

「現状変更完了報告書」の提出をもって、現状変更申請手続きのすべてが完了となります。現状変更が終了しましたら、速やかに現状変更完了報告書の提出をお願い致します。様式に必要事項を記入し、現状変更後と許可書の写しの写真を添付して七ヶ浜町歴史資料館に提出してください。

完了報告の様式は許可書と共にお渡しする他、七ヶ浜町ホームページからダウンロードすることができます。

提出部数：文化庁からの許可→3部 宮城県教育委員会からの許可→2部

注目！ 許可後に申請内容に変更が生じた場合は、どうすればいいの？

許可を得た後に色、素材等に変更が生じたなど、許可された内容から変更点が生じた場合は「計画変更」の手続きが必要となり、変更の許可を得てからでないと変更後の内容での工事等はできません。

当初の申請内容から変更したい場合は、お早めに歴史資料館へご相談の上、「特別名勝松島現状変更の計画変更書」を作成し提出してください。

計画変更の様式は、歴史資料館でお渡しする他、七ヶ浜町ホームページからダウンロードすることができます。

注目！ 現状変更期間内に工事等が終了しない場合はどうすればいいの？

現状変更申請の際に記入した期間内に工事等を終えなければなりません。当初の期間内に工事等が終了しない場合は「期間変更」の手続きが必要となり、期間延長の許可を得る必要があります。

期間延長をしたい場合は、お早めに歴史資料館へご相談の上、「特別名勝松島現状変更の期間変更届」を作成し提出してください。

期間変更の様式は、歴史資料館でお渡しする他、七ヶ浜町ホームページからダウンロードすることができます。

※2024年8月作成